

平成 19 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス 代 表 者 名 代表取締役社長 和 田 洋 一 (コード番号 9684 東証第一部) 問 合 せ 先 経営企画部長 佐 々 木 通 博 (TEL. 03-5333-1555)

# 取締役に対するストックオプションのための報酬額等に関するお知らせ

当社は、平成19年5月23日開催の取締役会において、以下の要領により、取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額及び内容決定について、承認を求める議案を平成19年6月23日開催予定の第27回定時株主総会に提案することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

# 1. ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社取締役の報酬等とは別枠で、職務執行の対価の一部として、当社取締役に対する報酬等として年額250百万円(うち社外取締役分10百万円)の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

当該報酬等の額については、平成19年5月21日現在の当社株価に基づき、ブラックショールズモデルにより算出した新株予約権の公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額とインセンティブとしての効果を勘案し定めたものであります。

なお、現在の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)ですが、平成19年6月23日開催予定の第27回定時株主総会において取締役選任議案が承認可決された場合、5名(うち社外取締役1名)となります。また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

### 2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式450,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

### (2) 新株予約権の数

4,500個を1年間の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とする。但し、(1)に定める株式数の調整を行った場合、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前6ヶ月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京 証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」)の平均値に1.05を乗 じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(当 日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とするこ とができる。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

# (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から3年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

#### (6) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- ② その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### (8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上